

手頃な掛金

手続簡単

速い給付

暮らしの安心を守る共済です

福岡県民火災共済

火

用

心



火の用心

福岡県民火災共済生活協同組合

〒810-0802 福岡市博多区中洲中島町3-10 消防会館1F

電話 092-271-0927 FAX 092-271-0929

受付は平日の午前9時から午後5時まで

<https://www.f-kyosai.jp>

当共済に加入するにあたっての注意事項

加入資格

○県内居住で県内に物件(建物・動産)を所有の方

加入申込方法

○組合員になっていただくために **出資金100円**が必要です。

共済契約の有効期間

○出資金・掛金が納付された日の翌日正午から1年間

共済物件

○建物…同一敷地内にある契約者所有の全建物

※地番に関係なく**全棟対象**となります。

○動産…建物内に収容されている家財

注意事項

- ① 契約が建物の場合、建物所有者名で加入をお願いします。
- ② 契約物件が住所と異なる場合は、契約物件所在地欄に記入して下さい。
その場合、入居者名を必ず備考欄に記入して下さい。

当共済に加入できる物件の条件および共済金額(契約額)の最高限度

鉄筋(B)	主要構造部(壁、柱、はり、床、屋根等)が鉄筋コンクリートで造られている建物
木造(A)	上記以外の建物。同一敷地内に木造と鉄筋造りの建物が2棟以上ある場合は木造扱いになります。 ※軽量鉄骨造は木造扱いです。
第1種(イ)	専用住宅 、農・漁業住宅、 鉄筋アパート の建物及び建物に収容されている家財
第2種(ロ)	店舗・事務所・工場・作業場・旅館・料理屋等、個人名義の 併用住宅 、 木造アパート の建物及び建物内に収容されている家財

共済金額(契約額)

共済金額(契約額)は居住のために使用する建物の延床面積(坪数)×60万円を限度とします。

(1坪は3.3㎡とします)

※ただし下記のとおり、口数での制限がありますのでご注意ください。

- ・最低**2口160万円**から80万円を単位として、建物、動産あわせて**最高25口2,000万**まで加入できます。
- ・**動産は最高5口400万円**までです。

※ただし、木造アパート・長屋等については、動産が2口160万円まで、1棟の合計が建物、動産あわせて10口800万円までとなります。

◎他保険の契約金額をご確認のうえ共済金額(契約額)をお決め下さい。他保険との合計が限度額を超える契約は、お支払いが調整される場合がございます。

共 済 掛 金 表 (年 額)

口 数	共済金額 (契約額)	1種(イ) 専用住宅・鉄筋アパート		2種(ロ) 店舗併用住宅・木造アパート・長屋造り	
		万円	木造(A) 750円	鉄筋(B) 500円	木造(A) 1,300円
2口	160	1,500	1,000	2,600	1,600
3口	240	2,250	1,500	3,900	2,400
4口	320	3,000	2,000	5,200	3,200
5口	400	3,750	2,500	6,500	4,000
6口	480	4,500	3,000	7,800	4,800
7口	560	5,250	3,500	9,100	5,600
8口	640	6,000	4,000	10,400	6,400
9口	720	6,750	4,500	11,700	7,200
10口	800	7,500	5,000	13,000	8,000
11口	880	8,250	5,500	14,300	8,800
12口	960	9,000	6,000	15,600	9,600
13口	1,040	9,750	6,500	16,900	10,400
14口	1,120	10,500	7,000	18,200	11,200
15口	1,200	11,250	7,500	19,500	12,000
16口	1,280	12,000	8,000	20,800	12,800
17口	1,360	12,750	8,500	22,100	13,600
18口	1,440	13,500	9,000	23,400	14,400
19口	1,520	14,250	9,500	24,700	15,200
20口	1,600	15,000	10,000	26,000	16,000
21口	1,680	15,750	10,500	27,300	16,800
22口	1,760	16,500	11,000	28,600	17,600
23口	1,840	17,250	11,500	29,900	18,400
24口	1,920	18,000	12,000	31,200	19,200
25口	2,000	18,750	12,500	32,500	20,000

◎加入できない物件

- ①法人所有のもの（株式会社、有限会社、宗教法人等）
- ②空家・居住していない物件
- ③不法建物及び立退きが決定している物件
- ④バラック造り及びこれに類する粗雑な物件
- ⑤住所地以外の動産
- ⑥間借り物件

●●●●● 共済金支払いの対象となる事故 ●●●●●



さらにこんな費用も共済金支払いの対象になります。

臨時費用	事故にともなう生活上の臨時に支出される費用
残存物取片付け費用	事故にともなう残存物の取片付けのための費用
失火見舞費用	契約者がお住まいの建物から発生した火災、破裂、爆発により、第三者の所有する建物又は家財に損害を与えたため、見舞品を購入したときの費用 ※領収書添付
漏水見舞費用	漏水、放水又は溢水により、第三者の所有する建物又は家財に損害を与えたため、見舞品を購入したときの費用 ※領収書添付
修理費用	借家人である契約者（同居の親族を含む）の過失により、居住する借家又は借間に火災・破裂・爆発及び漏水による損害を与え、その損害につき賃貸借契約に基づき修理したときに要した費用

共済金がお支払いできない場合

- ① 自然災害（風水害、地震、噴火若しくはこれらによる津波）による損害は対象になりません。
- ② 天災、戦争その他変乱による火災等の損害
- ③ 他人の物件に契約したとき（借家人は動産に加入できます）

福岡県民火災共済では、入院・手術・ケガ通院等に備える、CO・OP共済の商品を取扱っております。
 詳しくは、当組合のホームページをご覧ください。
 インターネットによる加入手続きも可能です。

2次元コードから
アクセス!



当組合事業規約及び事業実施規則が必要な場合は、請求いただくか、ホームページをご覧ください。